令和5年3月5日

1 入札に付する事項 愛媛県立とべ動物園 廃棄物収集運搬処理業務 可燃・不燃ごみ、廃プラスチック

- 2 入札日時及び場所
 - (1) 日時 令和5年3月13日(月曜日)10時30分
 - (2) 場所 愛媛県立とべ動物園 管理事務所第1会議室
- 3 入札参加資格確認書の提出
 - (1) 日時 令和5年3月12日(日曜日)午後5時15分まで
 - (2) 提出先 〒791-2117 伊予郡砥部町上原町240番地 愛媛県立とべ動物園 管理事務所 (メール、郵送可)
 - (3) 方法 メールの場合、押印した確認書に必要書類を添え、<u>PDF化して</u> staff@tobezoo.comに送付する。
- 4 入札参加資格の概要
 - (1) 愛媛県の一般的な入札参加資格を有すること。
 - (2) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であること。(砥部町一般廃棄物処理業許可業者であること。)
 - (3) 過去3年間に、県内において、国、地方公共団体もしくは愛媛県動物園協会の発注する廃棄物収集運搬処理業務を履行した実績を有すること。(履行中のものを含む。)
- 5 関係書類

関係書類は、とべ動物園ホームページ (https://www.tobezoo.com/) 内からファイルをダウンロード、又は6の問い合わせ先で手渡しにより受領可能。なお、手渡しの場合は、午前8時15分から午後5時15分までとする。

6 間い合わせ先

公益財団法人愛媛県動物園協会

電話番号 089-962-6000

住所 愛媛県伊予郡砥部町上原町240番地

7 その他

詳細は、入札説明書による。

入札説明書

入札については、入札公告によるほか、この入札説明書により取り扱うものとする。

- 1 競争入札に付する事項 別記の1のとおり
- 2 入札参加者に必要な資格
- (1) 知事の審査を受け、愛媛県の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 過去3年間に、県内において、国、地方公共団体もしくは愛媛県動物園協会の発注する、廃棄物収集運搬処理業務を履行した実績(履行中のものを含む。)があること。
- (4) 開札をする日において、知事が行う指名停止の期間中でない者であること。
- (5) この業務について、法令等の定めによる許認可等に基づく営業を行う者であること。

3入札参加資格の確認

(1) この入札に参加を希望する者は、次の書類を提出し、入札参加資格の事前確認を受けなければならない。

ア 入札参加資格確認書(別紙)

- (2)(1)の書類の提出日時及び提出方法
 - ア 提出日時及び場所 別添入札公告の3のとおり
 - イ 提出方法 (1)の書類は、持参、郵送またはメールにより提出すること。
 - ウ 提出された(1)の書類は、返却しない。
- (3) 事前確認の方法

事前確認は、2に掲げる要件を(1)の申請書類の記載内容等に基づき、当該要件を 満たしているかどうか確認する。

(4) 事前確認において、入札参加資格がないと認められた者については、入札書を無効とし、開札しない。なお、(1)の確認を受けずに、当該入札に参加しようとした者も同様とする。

4 入札及び開札

- (1)入札の日時及び場所は、別記の2のとおり。
- (2)入札参加者は、入札書を持参により提出すること。
- (3)入札書の様式は、様式1のとおりとする。代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名に加えて、代理人であることおよび当該代理人の氏名を表示し、委任状に使用した印鑑を押印すること。
- (4)委任状の様式は、様式2のとおりとする。委任状は代表者からの委任とし、入札 書と合わせて提出すること。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及

び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった 契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 開札は即時開札とする。
- (7)予定価格の制限内の価格での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。3回の入札をするもさらに落札者がないときは、2回を限度として見積に移行するものとする。
- 5 入札保証金及び契約保証金 免除する。

6入札の無効等

入札参加資格を有しない者の提出した入札書、及び入札に関する条件に違反した者 の提出した入札書は、無効とする。

7 落札者の決定

(1) 愛媛県会計規則第133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち最低価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。

ついては、次の事項に留意すること。

- ① 「愛媛県立とべ動物園維持管理等業務委託低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要領」に基づき、調査基準価格が設定されていること。
- ② 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は落札者の決定を保留し、低入札価格調査の終了後に入札結果を通知すること。
- ③ 低価格入札者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あった場合、くじにより落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (4) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を 取り消すものとする。

8契約書作成の要否

要

9契約条項

契約書のとおり

10落札決定後の入札参加資格の喪失

落札決定後、委託契約の締結までの間に、当該業者が2に掲げる要件のいずれか を満たさなくなった場合又は談合等不正行為の事実が発覚した場合若しくは請負業 者の役員等が贈賄等で逮捕され、社会的影響が大きいと判断される場合には、契約 を締結しないことがある。

1競争入札に付する事項

(1) 業務名

愛媛県立とべ動物園 廃棄物収集運搬処理業務 可燃・不燃ごみ、廃プラスチック

(2) 業務内容

場所 伊予郡砥部町上原町240番地

概要 園内廃棄物置き場からの運搬処理 2tパッカー車1台分の単価契約 年間見込み台数 90台程度

可燃・不燃ごみ 5 0 %, ペットボトル 1 9 %, 段ボール 1 2 %, 木くず 1 2 % 廃プラスチック 7 %

産業廃棄物は含まない

(3)委託期間

令和 5年4月1日から令和6年3月31日まで

2入札日時及び場所

- (1) 日時 令和5年3月13日(月曜日)10時30分
- (2) 場所 愛媛県立とべ動物園 管理事務所第1会議室

3入札等の照会先

公益財団法人愛媛県動物園協会

電話番号 089-962-6000

住所 愛媛県伊予郡砥部町上原町240番地

入札参加資格確認書

令和 年 月 日

公益財団法人 愛媛県動物園協会 理事長 村 上 忠 殿

住所商号又は名称代表者氏名

印

とべ動物園 廃棄物収集運搬処理業務に係る入札に参加する資格について、下記事項及び添付書類については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 製造の請負等に係る愛媛県の競争入札参加資格を有する。
- 2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定には該当しない。
- 3 入札をする日において、知事が行う指名停止の期間中でない。
- 4 この業務について、法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業である。
- 5 過去3年間に、県内において、国、地方公共団体、もしくは愛媛県動物園協会の発注する廃棄物 収集運搬処理業務を履行した実績がある。

業務名	発注者	契約期間	業務場所
		年月日~年月日	
		年月日~年月日	
		年月日~年月日	

- ※1については競争入札参加資格審査結果通知書の写しを添付すること。
- ※5については契約書の写しを添付すること。

入 札 書

令和 年 月 日

公益財団法人 愛媛県動物園協会 理事長 村 上 忠 様

> 入札者 住 所 名 氏 名

印

¥

(消費税及び地方消費税を含まない。)

ただし、愛媛県立とべ動物園 廃棄物収集運搬処理業務 1台の単価(可燃ごみ、不燃ごみ、木くず、ペットボトル、段ボール)

上記のとおり公益財団法人愛媛県動物園協会会計規程を遵守し、 契約条項を承認のうえ入札いたします。

入 札 書

令和 年 月 日

公益財団法人 愛媛県動物園協会 理事長 村 上 忠 様

> 入札者 住 所 名 氏 名

印

¥

(消費税及び地方消費税を含まない。)

ただし、愛媛県立とべ動物園 廃棄物収集運搬処理業務 1台の単価(廃プラスチック)

上記のとおり公益財団法人愛媛県動物園協会会計規程を遵守し、 契約条項を承認のうえ入札いたします。

委 任 状

令和 年 月 日

公益財団法人 愛媛県動物園協会 理事長 村 上 忠 様

住 所 称 名

印

住所

私は、

を代理人と定め、

氏名 印

下記の委託業務に関する入札の一切の権限を委任します。

記

1. 愛媛県立とべ動物園 廃棄物収集運搬処理業務

廃棄物収集運搬処理委託契約書 (案)

委託者 (甲) 公益財団法人 愛媛県動物園協会

受託者 (乙)

甲と乙は、甲が管理する愛媛県立とべ動物園の園内で発生するゴミを、乙が継続的に処理することを 目的として、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって委託契約を締結する。

(委託内容等)

第1条 乙がこの契約により行うゴミ処理の単価及び委託内容は、次のとおりとする。

2トンパッカー車または2トン車で動物園廃棄物置場から運搬し合法的に処分する。

廃棄物の内容	1	台	単	価	(消費時及び地方消費税込)
可燃ごみ、不燃ごみ、木くず					
ペットボトル、段ボール					
廃プラスチック					

(時期及び場所)

第2条 処理の時期及び場所は、甲が発注のときに指定した期日・時刻及び場所とする。

(委託期間)

第3条 この契約による委託期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は免除する。

(委託料の支払)

- 第5条 委託料の支払は、1ヶ月分をまとめて支払うものとする。
 - 2 乙は、毎月伝票を取りまとめて、適正な請求書に添え甲に提出するものとする。
 - 3 甲は、毎月乙の委託業務の完了を確認後、乙の適正な請求書を受理した日から30日以内に支払う ものとする。

(支払遅延利息)

第6条 乙は、甲の責めに帰すべき理由により、第5条第3項の規定による対価の支払いが遅れた場合には、甲に対して政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率を定める告示(昭和24年12月12日大蔵省告示第991号)に定める率の割合で遅延利息の支払いを請求することができる。

(契約の解除)

- 第7条 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) この契約の各条項に乙が違反したとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人若しくは使用人がこの契約の履行について不正な行為があったとき。
 - (3) 乙又は乙の代表役員等、一般役員若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。) であると認められるとき。

(委託単価の変更)

第8条 搬出量の増大若しくは、作業上困難をきたす事態が起こった場合、又は賃金その他諸物価に大幅の変動があり本契約によりがたいと認められた場合は、甲・乙協議の上価格を変更することができる。

(権利譲渡の禁止等)

第9条 乙は、この契約によって生じる権利義務を、第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。

(損害賠償)

第10条 乙は、その責に帰する理由により、義務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、 その損害を賠償しなければならない。

(疑義の決定)

第11条 この契約に定めのない事項、及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自 1 通を保存するものとする。

令和 年 月 日

伊予郡砥部町上原町240番地 甲 公益財団法人 愛媛県動物園協会 理 事 長 村 上 忠